

# 遺族の方へ（ご案内）

R3.4.1 市民課

この度は、身内の方がお亡くなりになり、謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡届の提出に伴って必要となる主な手続きのご案内です。該当する項目のある方は、各担当窓口で手続きをしてください。各手続きの詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。

## ★戸籍・住民票の発行について

今回の届出の内容を反映した戸籍・住民票などの証明書の発行は、届出日から4日程度(土日祝、年末年始を除く)かかります。本籍・住所が安城市外の方の発行日は、本籍・住所のある市区町村にお尋ねください。

支所(北部、桜井、明祥)、アンフォーレ証明・旅券窓口センター、コンビニエンスストアで取得できる戸籍謄本や住民票などの証明書についても、同様にお時間がかかりますので、あらかじめご承知おきください。

**受付時間** 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

ご遺族 確認欄	項目	内容	持ち物	担当
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証	印鑑登録をされていた場合は、廃止になりますので印鑑登録証は破棄してください。		<b>窓口 1</b> (本庁舎1階) 市民課 証明係 電話 71-2221
<input type="checkbox"/>	通知カード マイナンバーカード 住民基本台帳カード	手続き及び返納の必要はありません。		<b>窓口 2</b> (本庁舎1階) 市民課 届出係 電話 71-2268
<input type="checkbox"/>	在留カード 特別永住者証明書	名古屋出入国在留管理局に直接持参して返納するか、東京出入国在留管理局おだいば分室あて、郵送にて返納してください。	・在留カード ・特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/>	児童手当	受給者又は対象児童がお亡くなりになった場合は、手続きをしてください。 (死亡の翌日から15日以内)	担当にお問い合わせください。	<b>窓口 3</b> (本庁舎1階) 子育て支援課 児童給付係 電話 71-2227
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 遺児手当 (ひとり親家庭等)	18歳以下(18歳に達した年度末まで)等の児童の父、又は母がお亡くなりになったことによりひとり親家庭になった方はご相談ください。 また、児童扶養手当のみ児童が重度、中度の障害がある場合は、児童の年齢が20歳に達するまで対象となります。 受給者又は対象児童がお亡くなりになった場合は、手続きをしてください。	面談が必要となりますので、その際にご説明いたします。担当にお問い合わせください。	<b>窓口 4</b> (本庁舎1階) 子育て支援課 児童給付係 電話 71-2229
<input type="checkbox"/>	医療費受給者証	福祉医療(子ども、心身障害、精神障害、母子・父子家庭、後期高齢者福祉)の受給者は、喪失の手続きをしてください。	・受給者証 ・後期高齢者福祉医療費支払証明書(対象者のみ) ・遺族の預金通帳	<b>窓口 8</b> (本庁舎1階) 国保年金課 医療係 電話 71-2232
<input type="checkbox"/>	養育医療券	養育医療券をお持ちの方はお返してください。	・養育医療券	
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療	後期高齢者医療に加入していた場合は、被保険者証の返却と、葬祭費請求の手続きをしてください。	・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・葬祭執行者の預金通帳 ・葬祭を行ったことがわかるもの (葬祭領収書、会葬はがきなど)	

ご遺族 確認欄	項 目	内 容	持 ち 物	担 当
□	<b>国民健康保険</b>	国民健康保険に加入していた場合は、被保険者証の返却と葬祭費請求の手続きをしてください。なお、お亡くなりになった方が世帯主の場合は、国保加入者全員の被保険証をご持参ください。(課税の変更が発生します。また、口座振替を希望される場合は、再度口座登録の手続きをしてください。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・印鑑</li> <li>・高齢受給者証 (お持ちの方のみ)</li> <li>・限度額適用認定証等 (お持ちの方のみ)</li> <li>・葬祭執行者の預金通帳</li> <li>・葬祭を行ったことがわかるもの (葬祭領収書、会葬はがきなど)</li> <li>・口座内容の分かるもの</li> <li>・通帳印</li> </ul>	<b>窓口 9</b> (本庁舎 1 階) 国保年金課 国保係 電話 71-2230
□	<b>年金</b>	<p>①国民年金・厚生年金に加入、受給していた場合は、刈谷年金事務所(電話 <b>0566-21-2110</b>)での手続きとなります。</p> <p>②共済年金等に加入、受給していた場合は、お勤め先又は各共済年金にお問い合わせください。</p> <p>③各種基金については、別途手続きが必要です。</p>	20歳以上の方がお亡くなりになった場合は、手続き先及び手続きに必要な持ち物の確認をしますので、お越しください。	<b>窓口 10</b> (本庁舎 1 階) 国保年金課 年金係 電話 71-2231
□	<b>障害(児)者福祉</b>	障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、返却等の手続きをしてください。	・障害者手帳	<b>窓口 38</b> (北庁舎 1 階) 障害福祉課 障害福祉係 電話 71-2225 FAX 74-6789
□	<b>障害者扶助料 在宅重度障害者 手当 特別障害者手当</b>	現在、受給されている場合は、喪失の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・遺族の預金通帳</li> </ul>	
□	<b>特別児童扶養手 当</b>	受給者又は対象児童がお亡くなりになった場合は、手続きをしてください。	・特別児童扶養手当証書 (お持ちの方のみ)	
□	<b>障害福祉サービ</b>	障害福祉サービスを受給されていた場合は、受給者証をお返してください。	・障害福祉サービス受給者証	<b>窓口 39</b> (北庁舎 1 階) 障害福祉課 障害給付係 電話 71-2259
□	<b>高齢者福祉</b>	<p>介護人手当の受給者は、喪失の手続きをしてください。</p> <p>高齢者福祉サービスの利用者は、廃止の手続きをしてください。</p> <p>貸与機器(福祉電話器、緊急通報装置、認知症高齢者支援事業用機器)は返却してください。</p> <p>遺族の方(65歳以上)で、ひとり暮らしになり、生活に不安のある方はひとり暮らし高齢者の認定をご検討ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・おむつ費用助成利用券 (お持ちの方のみ)</li> <li>・高齢者タクシー料金助成利用券 (お持ちの方のみ)</li> </ul>	<b>窓口 44</b> (北庁舎 1 階) 高齢福祉課 高齢福祉係 電話 71-2223
□	<b>介護保険</b>	要介護認定申請中の場合は、介護保険資格者証をお返してください。また、申請状況により取り下げ等の手続きをしてください。	・介護保険資格者証 (お持ちの方のみ)	<b>窓口 46</b> (北庁舎 1 階) 高齢福祉課 介護審査係 電話 71-2257
□		介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等をお持ちの方は、お返してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・印鑑</li> <li>・負担割合証 (お持ちの方のみ)</li> <li>・負担限度額認定証等 (お持ちの方のみ)</li> </ul>	<b>窓口 47</b> (北庁舎 1 階) 高齢福祉課 介護給付係 電話 71-2226

ご遺族 確認欄	項 目	手 続 内 容	持 ち 物	担 当 課
□	<b>市県民税の減免</b>	減免申請書を提出された時点において、納期限がまだ到来していない市県民税に減免制度があります。 ただし、所得制限(前年の合計所得金額が500万円以下)や申請書の提出期限(納期限まで)がありますので、対象となる方はご相談ください。 ※所得税・相続税については、刈谷税務署(電話 <b>0566-21-6211</b> )へお問い合わせください。	・申請者の印鑑	<b>窓口 50</b> (北庁舎2階) 市民税課 市民税係 電話 71-2214
□	<b>軽自動車等の名義変更</b>	原付(125cc以下)、小型特殊は市民税課で手続きをしてください。  軽自動車・二輪車(125cc超)は、他機関での手続きになります。該当機関をご案内します。	・相続人代表者の印鑑 ・新所有者の印鑑 ・廃車にする場合はナンバープレート ・本人確認書類  自動車の種類によって異なります。	<b>窓口 51</b> (北庁舎2階) 市民税課 軽自動車税係 電話 71-2213
□	<b>軽自動車税の減免取り下げ</b>	障害者手帳等をお持ちの方等で軽自動車税減免の申請をしていた場合は、取り下げの申請をしてください。	・障害者手帳等 (身障減免の場合)	
□	<b>犬の登録</b>	犬の登録事項を変更する手続きをしてください。手続きには犬の情報(名前、種類、生年月日)と犬の新旧所有者の情報(住所、氏名)が必要です。	・犬の登録鑑札 ・狂犬病予防注射済票	<b>窓口 53</b> (北庁舎2階) 環境都市推進課 環境衛生係 電話 71-2206
□	<b>市営霊園</b>	市営霊園の墓所使用者がお亡くなりになった場合は、使用者の承継手続きをしてください。	・火葬許可証 ・墓所使用許可書 ・住民票の写し (市外の方のみ) ・新使用者との関係が分かる戸籍等 (火葬許可証に記載のある場合は不要) ・市営霊園管理組合納入通知書兼領収書	
□	<b>固定資産税</b>	固定資産(土地・家屋)を所有していた場合は、相続が確定するまでの間、資産を管理していただけの方をお伝えください。 ※未登記家屋を所有していた場合は、相続確定後、市役所で名義変更の手続きをしてください。 なお、土地及び登記がある家屋の名義変更につきましては法務局刈谷支局(電話 <b>0566-21-0086</b> 予約制)又は愛知県司法書士会(電話 <b>050-3533-3707</b> )へご相談ください。		<b>窓口 57・58</b> (北庁舎2階) 資産税課 電話 71-2215 71-2256
□	<b>市税の口座振替</b>	納税義務者、口座名義人がお亡くなりになると、口座振替ができなくなる場合があります。振替口座の変更手続きをしてください。	・通帳又は口座内容の確認できるもの ・通帳印	<b>窓口 60</b> (北庁舎2階) 納税課管理係 電話 71-2216
□	<b>市営住宅</b>	退去又は同居者異動の届出が必要です。	担当にお問い合わせください。	<b>窓口 65</b> (北庁舎3階) 建築課 市営住宅係 電話 71-2240

ご遺族 確認欄	項目	手続内容	持ち物	担当課
<input type="checkbox"/>	空き家	空き家となる場合には、利活用や適正管理をお願いします。なお、戸建て住宅の場合には、所在地や連絡先をお知らせください。		<b>窓口 67</b> (北庁舎3階) 建築課 建築指導係 電話 71-2241
<input type="checkbox"/>	農地の権利の相続	相続により農地の権利を取得した場合は、届出をしてください。	担当にお問い合わせください。	<b>窓口 68</b> (北庁舎3階) 安城市農業委員会 電話 71-2234 <b>窓口 71</b> (北庁舎3階) 安城土地改良区 電話 71-2236
<input type="checkbox"/>	桜井駅周辺土地 区画整理地区 土地(保留地含む) の所有権の相続	相続により土地の所有権を取得した場合は、届出をしてください。	担当にお問い合わせください。	<b>窓口 90</b> (北庁舎4階) 区画整理課 電話 71-2261
<input type="checkbox"/>	南明治第一土地 区画整理地区 土地の所有権の相続	相続により土地の所有権を取得した場合は、届出をしてください。	担当にお問い合わせください。	<b>窓口 93</b> (北庁舎4階) 南明治整備課 電話 71-3751
<input type="checkbox"/>	小・中学校	小中学生の児童生徒が義務教育を受けるための経済的な援助(就学援助)が必要になる方は、申請をしてください。	在籍の学校又は担当にお問い合わせください。	<b>学校教育課</b> 学事係 (教育センター3階) <横山町> 電話 71-2254
<input type="checkbox"/>	水道使用者・所有者・引落口座の名義変更	水道使用者・所有者がお亡くなりになった場合は、変更または使用中止の手続きをしてください。 水道料金引落口座の名義人がお亡くなりになった場合も、変更の手続きをしてください。	担当にお問い合わせください。 ・通帳、通帳印 (口座振替をご希望の方)	<b>水道業務課</b> 料金係 (西庁舎1階) 電話 71-2249
<input type="checkbox"/>	図書館利用者カード	ご本人の利用者カードをお返しく下さるか、お知らせください。	・図書館利用者カード	<b>アンフォーレ課</b> (図書情報館) <御幸本町> 電話 76-6111

